

譲渡誓約書(猫用)

1. 譲受人は、同居家族全員の同意のもと、**環境省指導**による**終生完全室内飼育**を厳守する。
2. 譲受人は、**環境省指導**による**飼い主明示**を実施する。(迷子札やマイクロチップ等)
3. **不妊・去勢**が済んでいない場合、譲受人の費用負担のもと手術する。
4. **混合ワクチン**を毎年接種する。
5. 誓約日より1週間をお試し期間とし、お試し期間中は、理由の如何を問わず譲渡猫を返還することができる。但し、譲渡猫の返還に要する経費は、譲受人の負担とする。また、お試し期間中の譲渡猫にかかる食費、治療費などを含む全ての費用は譲受人の負担とする。
なお、お試し期間終了後は、譲受人は、譲渡人がやむを得ない事情と判断する場合以外は、譲渡猫を譲渡人に返還できないものとする。
6. 下記事項を禁止する。
 - ①譲渡猫の業者への転売
 - ②虐待目的、繁殖目的での飼育
7. 譲受人は、譲渡猫説明書に記載の金額をNPO法人伊豆楽園プロジェクトが行う活動のための寄附金として譲渡人に支払う。なお、この寄附金は、お試し期間終了後は、譲渡猫を返還する場合であっても返金しない。
8. 譲受人は、譲渡人から譲渡猫の状況についての照会があった場合は、誠意をもって対応する。
9. 本譲渡誓約書(猫用)の内容が遵守されなかった場合、譲受人は、譲渡猫を譲渡人に返還する。なお、譲渡猫の返還に要する費用は、譲受人が負担する。

本誓約書は2通を作成し、譲受人、譲渡人がそれぞれ1通ずつ保管する。

平成 年 月 日

譲受人 住所 〒

電話

氏名

譲渡人 住所 〒413-0232

伊東市八幡野1741-183 NPO法人伊豆楽園プロジェクト

電話

氏名

譲渡猫説明書

1. 名 前 (仮名) :

2. 猫 種・性 別 :

3. 年 令 :

4. 毛 の 色 :

5. 経 過 :

6. 不妊・去勢手術 :

7. ウィルス検査 :

8. 寄 附 金 : 金額 円

寄附金の使途

- ・保護猫・地域猫の病気・怪我の治療費用、不妊・去勢手術費用
- ・保健所から引き出した犬の病気・怪我の治療費用、不妊・去勢手術費用
- ・犬・猫譲渡会の開催費用、啓蒙資料作成費用
- ・その他NPO伊豆楽園プロジェクトの活動に要する費用

なお、今回の譲渡猫については、以下の費用を要しています。

不妊・去勢手術 : 円、ウィルス検査 : 円、駆虫薬 : 円

9. その他特記事項

NPO法人 伊豆楽園プロジェクトは、ペットという身近な課題を介して、
行きたい、住みたい伊豆半島を目指す団体です。

メール izurakuen@yahoo.co.jp

HP <https://izurakuen.jimdo.com/>

